

介護予防・日常生活支援総合事業とは

地域に応じた柔軟なサービス

市町村が行う地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者及び事業対象者、一般高齢者に対して、介護予防や見守り等の生活支援サービスを、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業

総合事業には

介護予防・生活支援サービス
(要支援者、事業対象者が利用できる)

+ 一般介護予防事業
(すべての高齢者が利用できる)

介護予防・日常生活支援総合事業の構成

訪問介護と通所介護が移行します

- ・ 要支援の人に対するサービスのうち、訪問介護、通所介護を総合事業へ移行し、市の事業（総合事業）として実施します。
- ・ 訪問看護、福祉用具等は引き続き介護保険によるサービス提供を継続。
- ・ 総合事業のみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「事業対象者」としチェックリストで判断し、迅速なサービス利用につなげます。

介護給付（要介護1～5）



介護給付（要介護1～5）

予防給付
（要支援1～2）

福祉用具貸与、訪問看護
通所リハビリテーションなど



予防給付（要支援1～2）

訪問介護、通所介護



《総合事業》

介護予防・生活支援サービス事業
（要支援1・2、事業対象者）
訪問型サービス、通所型サービス

介護予防事業



一般介護予防事業

（要支援1・2、事業対象者、一般高齢者）

赤磐市の介護予防生活支援サービス事業

(要支援1・2、事業対象者)

□訪問型サービス

①従来相当のサービス

介護サービス事業者による、介護予防訪問介護と同様のサービス

- ・食事、入浴、排せつの介助などの身体介護や掃除、洗濯、調理などの生活援助

②基準を緩和したサービス（ささえあい訪問サービス）

- ・市が養成する生活支援サポーターによる掃除・洗濯・ゴミ出しや布団干しなどの生活援助

□通所型サービス

①従来相当のサービス

介護サービス事業者による、介護予防訪問介護と同様のサービス

- ・食事や入浴、排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーション など

②基準を緩和したサービス

- ・生活機能の維持向上を目指し、元気で自立した生活を送るための方法を習得できるよう、運動プログラムなどを中心とした短時間のサービス

③短期集中通所型サービス

- ・生活機能の改善を目指し、専門職による個別計画に基づいた運動指導等を、短期間（3か月）集中的に行うサービス

赤磐市の一般介護予防事業 (要支援1・2、事業対象者、一般高齢者)

□集いの場

①いきいき百歳体操の集い

- 介護予防や交流を楽しめる集いの場です。
- 要支援者も含めたくさんの方が参加されています。

②さんさんカフェ（教室）

- 誰でもが気軽に参加して、ゆっくりおしゃべりを楽しんだり、専門職へも気軽に相談ができる集いの場です。

③介護予防に関する講座、講演会など

- 介護予防に関する様々な取り組みを行っている他、サロンや集いの場などに出前講座も行っています。

赤磐市内のその他のサービス

■生活支援サービス

- ①家事援助サービス（シルバー人材センター）
- ②ワンコイン ぐらしのサポート事業サービス
（シルバー人材センター）
- ③ハートフルネット（おかやまコープ生活支援サービス）
- ③訪問介護事業所の自己負担のサービス

等

■集いの場

- ①いきいきふれあいサロン（社会福祉協議会）
- ②老人会等の行事（老人センター招待日等）
- ③介護保険事業所・NPO法人等が社会貢献活動として
行っている集い

等

総合事業開始は地域づくりの始まり

赤磐市では、

要支援者への対応という狭い範囲で総合事業を捉えるのではなく、社会参加することが介護予防につながると積極的にとらえ、高齢者が自分たちの思いを実現できる集いの場や居場所、生活支援サービスをつくっていきたいと考えています。

ご協力よろしく申し上げます